

別表（第4条関係）

区 分	交 付 単 価
地域集積協力金	機構の活用率に応じて次に掲げる額 (1) 一般地域 ア 20%超 40%以下 10,000 円／10a イ 40%超 70%以下 16,000 円／10a ウ 70%超 80%以下 22,000 円／10a エ 80%超 28,000 円／10a (2) 中山間地域 ア 4%超 15%以下 10,000 円／10a イ 15%超 30%以下 16,000 円／10a ウ 30%超 50%以下 22,000 円／10a エ 50%超 80%以下 28,000 円／10a オ 80%超 34,000 円／10a
集約化奨励金	(1) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上（中山間地域及び樹園地については 0.5ha 以上。以下同じ。）の団地面積の割合が目標年度までに 10 ポイント以上増加する場合 10,000 円／10a (2) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が目標年度までに 20 ポイント以上増加する場合 30,000 円／10a (3) 同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が 30%以上の地域において、同一の耕作者が耕作する団地または独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに 1.5 倍以上になる場合 30,000 円／10a
経営転換協力金	10,000 円／10a ※ 交付上限額は 250,000 円／戸とする。 ただし、地域集積協力金または集約化奨励金交付事業と一体的に取り組む場合に限る。